

卸公取発 第7号
令和3年8月3日

ブロック・地区会長 殿
会員構成員代表者 殿

医療用医薬品卸売業公正取引協議会
会 長 高 橋 英 富
(公 印 省 略)

コンプライアンスの徹底について

日頃より、当協議会の事業にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

去る、6月30日、日本医薬品卸売業連合会の複数の会員構成員に対して、独立行政法人地域医療機能推進機構を発注者とする医療用医薬品の入札に関して、独占禁止法違反による有罪判決が言い渡されました。

7月2日には、日本医薬品卸売業連合会会長から、会員代表者及び会員構成員代表者に対して「コンプライアンスの徹底について」の通知を発出し、今後、全ての役員並びに従業員が独占禁止法はじめ関係法令を遵守することはもとより、疑わしい行動は一切行わないなど二度とこのような事態を引き起こすことがないように、コンプライアンスを徹底していただくよう要請されたところです。

つきましては、医療用医薬品卸売業公正取引協議会といたしましても、今回の事態を機に、今一度、各会員及び各会員構成員が、より一層公正競争規約の遵守の徹底をすることはもとより独占禁止法および景品表示法等の関係法令の遵守を徹底していただきますようお願いいたします。今後、全ての役員並びに従業員が二度とこのような事態を引き起こすことがないように、コンプライアンスを徹底していただきますようお願いいたします。